

第2. 調査内容

I アメリカの公益通報者保護制度について

1 公益通報者保護制度に関する概要及び基礎知識

アメリカについては、公益通報者保護を図るための単一の法律は存在せず、各分野を対象とした個々の法律によって、当該分野における公益通報者保護制度に係るルールが定められている。アメリカの法制度上、連邦法及び州法が存在するが、本調査においては、連邦法を調査対象とし、そのうち、「2 調査対象の法令」に挙げる法律を調査対象としている。

調査対象の法律についての概要は、「3 公益通報者保護制度の概要」のとおりであるが、SOX 法（「2 調査対象の法令」において定義する。以下同じ。）及びドッド＝フランク法は、民間企業への適用があり得る法律である。ドッド＝フランク法は、SOX 法に比べると不利益取扱いからの保護の内容がより強固であり、また、内部通報者への報奨金制度も規定している。一方、内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法は、連邦政府職員等による内部通報を定める法律である。そして、不正請求防止法は、qui tam 訴訟（不正請求防止法の対象となる行為である政府への詐欺行為等³について情報を有する私人が自ら裁判所に提起する訴訟をいう。以下同じ。）に係る手続等を定める法律である。

2 調査対象の法令

- サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002.以下「SOX 法」という。)
- ドッド＝フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010)⁴
- 内部告発者保護法 (Whistleblower Protection Act of 1989) 及び内部告発者保護強化法 (Whistleblower Protection Enhancement Act of 2012)
- 不正請求防止法 (Federal False Claims Act of 1986)

³ 合衆国法典第 3729 条第(a)項が不正請求防止法に基づく責任 (FCA Liability) を規定している。

⁴ ドッド＝フランク法に基づき、商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission, CFTC) も、SEC とほぼ同様の内部通報制度を定めており、商品取引法 (Commodity Exchange Act)違反に係る報奨金支払制度がある。両者の制度概要はほぼ同様であり、SEC の内部通報制度の方が一般的であり、かつ、対象となる企業が多いため、本報告書では SEC の内部通報制度についてのみ取り上げる。

3 公益通報者保護制度の概要

3.1 SOX 法

(1) 保護される通報者の範囲

保護される通報者の範囲は、上場会社の「従業員」である⁵。なお、保護される「従業員」には、上場会社の従業員の他に上場会社の請負業者、下請業者等の従業員も含まれると解されている⁶。

(2) 保護される通報内容の範囲

郵便、通信、銀行若しくは証券の詐欺行為を禁じる連邦法、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission.以下「SEC」という。）規則又は株主の不正手段に係る連邦法の規定に違反すると合理的に信じる従業員が、①連邦司法当局若しくは警察当局、②連邦議会の議員若しくは委員会、又は③当該従業員に対して監査・監督権限を有する者⁷に対して行う情報提供が保護される⁸。そのため、郵便、通信、銀行若しくは証券の詐欺行為を禁じる連邦法、SEC 規則又は株主の不正手段に係る連邦法の違反に係る情報提供行為であっても、例えば、報道機関に対する情報提供であれば、①、②及び③の者に該当しないため、SOX 法上、保護されない。

(3) 被通報者への通報と被通報者以外への通報との保護要件の異同

被通報者への通報と被通報者以外への通報との保護要件の異同に係る特段の規定はない。なお、通報の保護要件については、「(1) 保護される通報者の範囲」及び「(2) 保護される通報内容の範囲」のとおりである。

(4) 通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在

①連邦司法当局若しくは警察当局、②連邦議会の議員若しくは委員会、又は③当該従業員に対して監査・監督権限を有する者に対して行う情報提供いずれについても、通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在に係る特段の規定はない。

なお、通報者たる「従業員」が不利益取扱いを受けた場合、当該不利益取扱

⁵ United States Code (以下「合衆国法典」という。) 第 1514A 条第(a)項

⁶ 2014 年 3 月 4 日付け米国連邦最高裁判決

Lawson v. FMR LLC, https://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-3_4f57.pdf
<http://www.faegrebd.com/us-supreme-court-expands-sox-whistleblowing-protection-as-sec-cautions>

⁷ 例えば、通報者が所属する会社の上司、当該会社の内部通報窓等が挙げられる。

⁸ 合衆国法典第 1514A 条第(a)項第(1)号

いがなされてから 180 日以内に労働省長官⁹に不服申立を行わなければならぬ。かかる不服申立の手続について、①連邦司法当局又は警察当局に対してなされた内部通報に係る申立ては、合衆国法典第 49 章第 42121 条(b)が定める規則及び手続に従う旨¹⁰、並びに、②連邦議会の議員又は委員会に対してなされた内部通報に係る申立てにおける立証責任は、合衆国法典第 49 章第 42121 条(b)が定める立証責任に従う旨が規定されている¹¹。合衆国法典第 49 章第 42121 条(b)においては、通報者が立証責任を負う旨規定されており¹²、立証責任の転換に係る特段の規定はない。

(5) 禁止される不利益取扱いの範囲

通報者たる「従業員」に対して、上場会社又はその役職員、請負業者若しくは下請け業者等が、合法的な通報・内部告発を理由とする解雇、降格、停職、脅迫、嫌がらせ及びその他の差別的な行為をすることを禁止している¹³。

(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

通報者が不利益取扱いを受けた場合には、原状回復に必要な救済として、①同等の役職への復帰、②利子を含む期限経過給与の支払い、③不利益の取扱いの結果被った、訴訟費用、鑑定人報酬及び合理的な弁護士報酬を含む特別損害の補償等を受けることができる¹⁴。

なお、かかる不利益取扱いを受けた場合、通報者は、当該不利益取扱いがなされてから 180 日以内に労働省長官に対して不服申立てを行わなければならぬ。また、労働省長官がかかる不服申立てがなされてから 180 日以内に最終決定を出さず、また、かかる遅滞が通報者の悪意を理由とするものである旨が示されていない場合には、連邦裁判所に対して、訴訟を提起することができる¹⁵。

連邦犯罪又は連邦犯罪と見受けられる行為に関し、真実の情報を法執行機関に提供することについて、故意に、報復の目的で、個人の正当な雇用又は生活の妨害等の危害を加える行為をした者は、罰金刑又は 10 年以下の禁固刑若

⁹ 労働省長官から職業安全衛生局（the Occupational Safety and Health Administration of the United States Department of Labor）の局長に内部通報制度に係る権限が委任されている（連邦規則集第 29 卷第 1980.101 条（29C.F.R. §1980.101））。

¹⁰ 合衆国法典第 1514A 条第(b)項第(2)号(A)

¹¹ 合衆国法典第 1514A 条第(b)項第(2)号(C)

¹² 合衆国法典第 42121 条第第(b)項第(2)号(B)(iii)

¹³ 合衆国法典第 1514A 条第(a)項

¹⁴ 合衆国法典第 1514A 条第(c)項

¹⁵ 合衆国法典第 1514A 条第(b)項第(1)号(A)、同号(B)

しくはその両方に処せられる¹⁶。

(7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任

通報者が通報時に通報を裏付ける資料、証拠等を提出すべきとする規定、通報により負いうる責任の免責に係る規定といった、通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任について定めた特段の規定はない。

(8) 通報を受けた者の当該通報に関する守秘義務（当該義務を負う者の範囲、その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

通報を受けた者の当該通報に関する守秘義務に係る特段の規定はない。

(9) 事業者及び行政機関における通報受付体制の整備義務

SOX 法の適用対象となる上場会社は、監査委員会において、①会計等に係る従業員の申立てを受理し対応するための手続、②会計又は監査に係る事項についての照会を従業員が秘密裏かつ匿名でなすことができる手続を定める必要がある¹⁷。もっとも、会社の個々の状況に照らして適切な手続を導入すべきとの考え方から、会社内における内部通報制度の具体的な内容については、会社に委ねられており、①及び②の手続以外の特定の手続の導入は義務付けられておらず¹⁸、また、SEC によって、具体的なガイドライン等も公表されていない。

(10) 司法手続以外の通報者救済の制度

司法手続以外の通報者救済の制度としては、「(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）」のとおり、労働省長官に対する不服申立が挙げられる。

すなわち、通報者たる「従業員」が不利益取扱いを受けた場合、当該不利益取扱いがなされてから 180 日以内に労働省長官¹⁹に不服申立を行わなければならぬ。なお、労働省長官がかかる不服申立てがなされてから 180 日以内に最終決定を出さず、また、かかる遅滞が通報者の悪意を理由とするもの

¹⁶ 合衆国法典第 1513 条第(e)項

¹⁷ 合衆国法典第 78j-1 条第(m)項第(4)号(A)、同号(B)

¹⁸ SEC, Standards Relating to Listed Company Audit Committees, Rel. No. 34-47654(Apr. 9, 2003) IIC
<https://www.sec.gov/rules/final/33-8220.htm#procedures>

¹⁹ 労働省長官から職業安全衛生局（the Occupational Safety and Health Administration of the United States Department of Labor）の局長に内部通報制度に係る権限が委任されている（連邦規則集第 29 卷第 1980.101 条（29C.F.R. §1980.101））。

である旨が示されていない場合には、通報者は、連邦裁判所に対して、訴訟を提起することができる²⁰。

(11) 行政機関への通報についての一元的窓口の制度

行政機関への通報についての一元的窓口の制度に係る特段の規定はない。

(12) 通報者に対するリニエンシー制度

通報者に対するリニエンシー制度に係る特段の規定はない。

(13) 報奨金制度

報奨金制度に係る特段の規定はない。

(14) 通報への対応結果を通報者へ通知する義務

通報への対応結果を通報者へ通知する義務に係る特段の規定はない。

3.2 ドッド＝フランク法

(1) 保護される通報者の範囲

ドッド＝フランク法は、SEC に対して情報提供をした者を「通報者」として定義しており、所定の方法で SEC に対して情報提供した者がドッド＝フランク法上の保護を受ける²¹。最高裁判所は、保護される通報者について、SEC に対して潜在的な違反を直接告発する従業員に限定される旨判示している²²。

もっとも、SEC は、2019 年 5 月 24 日、通報者が直接 SEC に対して通報したわけではないものの、通報者が自らの所属する会社に対して匿名での通報を行い、当該会社に対する通報から 120 日以内に SEC に同様の情報が提出された事案において、当該通報者に対し、450 万ドル以上の報奨金を付与した旨発表した²³。SEC は、当該報奨金の付与は、通報者に対し法令遵守及び通報制度を適切に活用することを奨励する SEC 規則 21-4 に基づくものと説明している。

(2) 保護される通報内容の範囲

証券法令²⁴違反に関する情報を対象とする²⁵。

²⁰ 合衆国法典第 1514A 条第(b)項第(1)号(A)、同号(B)

²¹ 合衆国法典第 78u-6 条第(a)項第(6)号

²² Digital Realty Trust, Inc. v. Somers, 538 U.S. (2018)

²³ 2019 年 5 月 24 日付けプレスリリース <https://www.sec.gov/news/press-release/2019-76>

²⁴ 1933 年証券法、1934 年証券取引法、2002 年 SOX 法、1939 年信託証書法、1940 年投資会社法、1940 年投資顧問法及び 1970 年証券投資家保護法及び合衆国法典第 78c 条第 3 章において定義されている。

²⁵ 合衆国法典第 78u-6 条第(a)項第(6)号

(3) 被通報者への通報と被通報者以外への通報との保護要件の異同

被通報者への通報と被通報者以外への通報との保護要件の異同に係る特段の規定はない。なお、通報の保護要件については、「(1) 保護される通報者の範囲」及び「(2) 保護される通報内容の範囲」のとおりである。

(4) 通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在

通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在に係る特段の規定はない。

(5) 禁止される不利益取扱いの範囲

通報者が、①SEC に情報提供したこと、②当該情報に基づく又は関連する、SEC の調査又は司法的若しくは行政的行為を開始させること、それらにおいて証言すること、それらを支援すること、③2002 年 SOX 法、1934 年証券取引法等 SEC が所管する法令上要請される開示をおこなったこと、を理由として、雇用主が当該通報者に対して、解雇、降格、停止、脅迫、直接又は間接的な嫌がらせその他の方法で差別することは禁止されている²⁶。

(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

不利益取扱いに対する民事上の救済措置として、不利益取扱いを受けた従業員等は、同等の地位への復職、遡及賃金の倍額、訴訟費用及び弁護士費用等の請求が可能である²⁷。なお、実際に未払いとなっている遡及賃金ではなく、遡及賃金の倍額を請求できることの理由については、特段の説明はない。

通報者は、救済を受けるために連邦地方裁判所に訴えを提起することが可能である。提訴期間は、不利益取扱いを禁止する条項の違反が起きた日から 6 年間、又は訴訟提起のために重要な事実を知り又は合理的に知り得た日から 3 年間（但し、違反が起きた日から 10 年以内に訴えを提起する必要がある。）である²⁸。

(7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任

通報者が内部通報時に通報を裏付ける資料、証拠等を提出すべきとする規

²⁶ 合衆国法典第 78u-6 条第(h)項第(1)号(A)

²⁷ 合衆国法典第 78u-6 条第(h)項第(1)号(C)

²⁸ 合衆国法典第 78u-6 条第(h)項第(1)号(B)

定、通報により負いうる責任の免責に係る規定といった、通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任について定めた特段の規定はない。但し、「(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）」のとおり、SEC に対して情報提供をしたこと等を理由として、雇用主が通報者に対して不利益取扱いを行うことは禁止されている。

(8) 通報を受けた者の当該通報に関する守秘義務（当該義務を負う者の範囲、その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

SEC 及び SEC のメンバーは、原則として、通報者から提供された情報や、通報者の身元が明らかになることが合理的に予想できる情報を開示してはならないとされている²⁹。

(9) 事業者及び行政機関における通報受付体制の整備義務

SEC に対して通報者に係る情報の秘匿義務を定めるなど、匿名で通報できる体制の整備が義務付けられている³⁰。但し、通報者が匿名で通報した場合であっても、実際に報奨金が支払われる段階では身元を明らかにしなければならない³¹。

(10) 司法手続以外の通報者救済の制度

通報者に対する不利益取扱いなどの禁止について SEC が訴追することも可能である。

例えば、2014 年 6 月 16 日には、SEC が初めて通報者に対する不利益取扱いを理由に、通報者に対して職務内容の変更等の不利益取扱いを行ったとされるヘッジファンドアドバイザー業者及びそのオーナーを訴追した³²。この事案は、当該ヘッジファンドアドバイザー業者及び当該オーナーが通報者に対して 220 万ドルを支払うことで和解が成立した。

(11) 行政機関への通報についての一元的窓口の制度

SEC に対する情報提供は、SEC のウェブサイト上又は郵送若しくはファックスで行うことができる³³。

²⁹ 合衆国法典第 78u-6 条第(h)項第(2)号(A)

³⁰ 合衆国法典第 78u-6 条第(h)項第(2)号

³¹ 17 C.F.R. §240.21F-7(b)

³² 2014 年 6 月 16 日付け SEC プレスリリース <https://www.sec.gov/news/press-release/2014-118>

³³ <https://www.sec.gov/whistleblower/submit-a-tip>

(12) 通報者に対するリニエンシー制度

通報者に対するリニエンシー制度に係る特段の規定はない。

(13) 報奨金制度

通報者が、SEC の定める手続に従い、SEC が把握していなかった独立の情報源に基づく情報提供を自主的に行った場合において、SEC が 100 万ドルを超える制裁金の取得に成功したとき、SEC が当該通報者に対して、当該制裁金の 10~30%に相当する額の報奨金を支払うとしている³⁴。なお、現行の Whistleblower Program Rules 上、SEC が報奨金を減額できるのは通報者に責任がある場合³⁵のみとされているが、この点について、「7 今後の具体的な法改正等の予定」のとおり、SEC より Whistleblower Program Rules の改正案が提案されている。

報奨金は、SEC の投資家保護基金から支払われる。通報者は、情報が自らの最大限知る限り及び信じる限り、正確である旨を宣誓し、また、SEC が追加の説明、情報、証言、守秘義務契約の締結等を求めた場合は協力が求められる³⁶。

(14) 通報への対応結果を通報者へ通知する義務

通報への対応結果を通報者へ通知する義務に係る特段の規定はない。

3.3 内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法

(1) 保護される通報者の範囲

内部告発者保護法において通報者として保護されるのは、現役の連邦政府職員³⁷、元連邦政府職員及び連邦政府職員の採用志願者である³⁸。但し、その業務の機密的、政策決定的、政策立案的又は政策提言的な性質のために競争試験を実施して任用される競争職（Competitive service）から除外された職位の連邦職員、及び、健全な行政の条件として必要でありかつ保証されているとして大統領が除外することを決定した職位の連邦職員は、内部告発者保護法における内部通報者としての保護を受けない³⁹。

³⁴ 合衆国法典第 78u-6 条第(b)項第(1)号

³⁵ 例えば、当該通報者が、SEC に対する不正行為の通報を不合理に遅延した場合、当該通報者が企業の社内コンプライアンス及び通報制度に抵触した場合等が挙げられる。

³⁶ 17 C.F.R. §240.21F-8(b)

³⁷ 合衆国政府印刷局は連邦議会に属する機関であるが、その職員等も同様に保護される（合衆国法典第 2302 条第(a)項第(2)号(C)）。

³⁸ 合衆国法典第 2302 条第(a)項第(2)号(B)。連邦職員には、原則として「競争職（Competitive Service）」、「除外職（Excepted Service）」、「上級管理職（Senior Executive Service）」の全てが含まれる。

³⁹ 合衆国法典第 2302 条第(a)項第(2)号(B)(i)(ii)

また、国有企業、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation）、中央情報局（Central Intelligence Agency）、国防情報局（Defense Intelligence Agency）、国家地球空間情報局（National Geospatial-Intelligence Agency）、国家安全保障局（National Security Agency）、国家情報長官室（Office of the Director of National Intelligence）、国家偵察局（National Reconnaissance Office）、政府監査院（Government Accountability Office）、及び、大統領がその主たる機能が外国諜報活動の実施であると決定した行政機関⁴⁰の職員についても、同様に内部告発者保護法における通報者としての保護を受けない⁴¹ ⁴²。

(2) 保護される通報内容の範囲

内部告発者保護法において、「(5) 禁止される不利益取扱いの範囲」で後述する人事的行為（personnel action）から保護される対象となるのは、「①法律、規則若しくは規制の違反」又は「②重大な管理不備、財政上の重大な浪費、権限の濫用又は公衆の健康若しくは安全に対する実質的かつ具体的な危険性」の証拠になると通報者が合理的に信じた情報についての一切の開示行為である⁴³。

(3) 被通報者への通報と被通報者以外への通報との保護要件の異同

内部告発者保護法は通報先を限定していないが、通報先によって保護されるための要件が異なる。

すなわち、特別顧問局（Office of Special Counsel.以下「OSC」という。）、当該行政機関の監察総監室（Inspector General）、又は当該行政機関の長から指名された他の職員に対して通報を行う場合には「①法律、規則若しくは規制の違反」又は「②重大な管理不備、財政上の重大な浪費、権限の濫用又は公衆の健康若しくは安全に対する実質的かつ具体的な危険性」という要件を満たせば保護されるが⁴⁴、それ以外の者に対して通報する場合は、「情報を開示することが法律により禁止されておらず、かつ、開示する情報が大統領令によって国防又は外交のために秘密とすることが要求されていないこと」という追加の要件が必要となる⁴⁵。

⁴⁰ 大統領の決定は職員が不利益的な取扱いを受けた人事的行為の前に行われている必要がある。

⁴¹ 合衆国法典第 2302 条第(a)項第(2)号(C)

⁴² なお、中央情報局、国家安全保障局等のインテリジェンス活動に関わる連邦政府機関の職員による内部通報は、情報機関内部告発保護法（Intelligence Community Whistleblower Protection Act of 1998）において別途保護される要件が定められている。

⁴³ 合衆国法典第 2302 条第(b)項第(8)号(A)(B)

⁴⁴ 合衆国法典第 2302 条第(b)項第(8)号(B)

⁴⁵ 合衆国法典第 2302 条第(b)項第(8)号(A)

(4) 通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在

通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在に係る特段の規定は設けられていない。

なお、「(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）」で後述する能力主義保護委員会（Merit Systems Protection Board.以下「MSPB」という。）の手続において、OSC は、通報者による情報の開示が通報者に加えられた不利益取扱いの「重要な要因（significant factor）」であることを立証する責任はなく、不利益取扱いの「要因（contributing factor）」であることを証拠の優越（preponderance of the evidence）の程度で立証すれば足りるとされており、立証責任の程度が緩やかになっている⁴⁶。

(5) 禁止される不利益取扱いの範囲

行政機関は、通報者に対して「(2) 保護される通報内容の範囲」で述べた情報の開示を理由として、人事的行為（personnel action）の実行・不実行又は実行・不実行について脅迫することが禁止されている⁴⁷。

禁止される人事的行為としては以下の行為が具体的な行為として列挙されている⁴⁸。

- ① 任職
- ② 昇進
- ③ 特別任務
- ④ 異動
- ⑤ 再任
- ⑥ 復職
- ⑦ 再雇用
- ⑧ パフォーマンス評価
- ⑨ 給与や賞与に係る決定及び①乃至⑧の人事的行為に影響を与えることが予想される教育又はトレーニングに係る決定
- ⑩ 精神科での検査を命じる決定
- ⑪ 秘密保持ポリシー、秘密保持フォーム又は秘密保持契約の適用又は執行
- ⑫ その他の義務、責任又は労働条件に係る重大な変更

⁴⁶ 合衆国法典第 1214 条第(b)項第(4)号(B)

⁴⁷ 合衆国法典第 2302 条第(a)項第(8)号

⁴⁸ 合衆国法典第 2302 条第(a)項第(2)号(A)

(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

OSC は、通報者から禁止された人事的行為についての申立てを受け、当該人事的行為が行われたと信じる合理的な根拠があるかを判断するために必要な範囲で申立てを調査する役割を担う⁴⁹。

OSC は、原則として、申立てを受けた日から 240 日以内に、禁止された人事的行為が行われたか否かを判断する必要がある⁵⁰。

OSC の調査において、禁止された人事的行為が行われたと信じる合理的な根拠があると認定された場合、OSC は、MSPB、並びに、人事的行為を行った行政機関及び人事管理庁（Office of Personnel Management）に対して、調査結果と推奨事項を報告しなければならず、また、推奨事項としては是正措置を含めることができる⁵¹。

人事的行為を行った行政機関が報告を受けてから合理的な期間を経過しても禁止された人事的行為を是正しない場合、OSC は、MSPB に対して是正措置を実施するように請願することができる⁵²。

MSPB は、OSC から是正行為の請願を受けたときは、その決定を下す前に、OSC、当該行政機関及び人事管理庁に口頭又は書面で意見を述べる機会を提供するとともに、禁止された人事的行為を受けたと主張する通報者個人にも書面で意見を述べる機会を提供する必要がある⁵³。

MSPB は、OSC が禁止された人事的行為が行われたことを立証したと判断した場合において、適切であると考えるとときは是正命令を発する⁵⁴。

MSPB の最終決定又は是正命令に対しては、米国連邦巡回区控訴裁判所において司法審査を求めることができる⁵⁵。

また、OSC は、禁止された人事的行為を行った個人に対する懲戒処分の手続を、MSPB に対して書面で申し立てができる⁵⁶。MSPB は、違法行為を認定した場合、免職、降格、停職、戒告等の懲戒処分に付すとともに、1,000 ドル以下の民事制裁金を課すことができる⁵⁷。また、当該行政機関は、合理的な弁護士費用について支払責任を負う場合がある⁵⁸。

⁴⁹ 合衆国法典第 1212 条第(a)項、同法典第 1214 条第(a)項第(1)号(A)

⁵⁰ 合衆国法典第 1214 条第(b)項第(2)号(A)

⁵¹ 合衆国法典第 1214 条第(b)項第(2)号(B)

⁵² 合衆国法典第 1214 条第(b)項第(2)号(C)

⁵³ 合衆国法典第 1214 条第(b)項第(3)号

⁵⁴ 合衆国法典第 1214 条第(b)項第(4)号

⁵⁵ 合衆国法典第 1214 条第(c)項

⁵⁶ 合衆国法典第 1215 条第(a)項第(1)号

⁵⁷ 合衆国法典第 1215 条第(a)項第(3)号

⁵⁸ 合衆国法典第 1204 条第(m)項第(1)号

- (7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任
通報者が内部通報時に通報を裏付ける資料、証拠等を提出すべきとする規定、通報により負いうる責任の免責に係る規定といった、通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任について定めた特段の規定はない。
- (8) 通報を受けた者の当該通報に関する守秘義務（当該義務を負う者の範囲、その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）
OSC、監察総監室又は行政機関の長から指名された職員に対して通報した場合、通報者に係る情報は、本人の同意なしには開示されない。但し、OSCが、健康及び安全に対する差し迫った危険又は差し迫った犯罪行為を回避するために必要であると判断したときは例外的に開示されるものとされている⁵⁹。
- (9) 事業者及び行政機関における通報受付体制の整備義務
具体的な開示先として、OSC、当該行政機関の監察総監室、又は当該行政機関の長により指名された他の職員が規定されているが、その他の具体的な開示先は特に規定されていない⁶⁰。
- (10) 司法手続以外の通報者救済の制度
通報者の救済は、「(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）」で述べた手続において行われる。
- (11) 行政機関への通報についての一元的窓口の制度
行政機関への通報についての一元的窓口の制度に係る特段の規定はない。
- (12) 通報者に対するリニエンシー制度
通報者に対するリニエンシー制度に係る特段の規定はない。
- (13) 報奨金制度
報奨金制度に係る特段の規定はない。
- (14) 通報への対応結果を通報者へ通知する義務

⁵⁹ 合衆国法典第 1213 条第(h)項

⁶⁰ 合衆国法典第 2302 条第(b)項第(8)号(B)

OSC は、通報者から禁止された人事的行為についての申立てを受けたときは、当該通報者に対し、15 日以内に申立てを受理したことを書面により通知する必要がある⁶¹。

その後、OSC は、通報者に対し、当該通知をしてから 90 日以内に調査の状況及び措置の有無を通知し、その後は 60 日ごとに調査の状況及び措置の有無を通知し、また、適切だと判断した時期に調査の状況及び措置の有無を通知する⁶²。

さらに、OSC は、通報者に対し、調査を終了する 10 日前までに、事案の事実認定および法的結論を記載した状況報告書を提供する。これに対して、通報者は、OSC の報告書について、書面で意見を述べることができる。なお、OSC は、通報者の書面での意見を受けた後、追加の状況報告書を提供する必要はない⁶³。

3.4 不正請求防止法

(1) 保護される通報者の範囲

qui tam 訴訟の提起主体は、私人（A person）⁶⁴として記載がなく、提起主体には限定がない⁶⁵。もっとも、報復からの保護の対象となるのは、従業員、契約労働者（コントラクター）及び代理人（エージェント）に限定される⁶⁶。

(2) 保護される通報内容の範囲

報復から保護されるのは、従業員、契約労働者（コントラクター）及び代理人（エージェント）又はその関係者が行った適法な行為であって、合衆国法典第 3730 条⁶⁷に規定される対象行為を推進する行為又は一つ以上の不正請求防止法違反行為を止めさせるための努力行為である⁶⁸。

(3) 被通報者への通報と被通報者以外への通報との保護要件の異同

不正請求防止法においては、私人による裁判所への提訴行為が通報に相当する。裁判所への提訴行為については、それが「(2) 保護される通報内容の

⁶¹ 合衆国法典第 1214 条第(a)項第(1)号(B)

⁶² 合衆国法典第 1214 条第(a)項第(1)号(C)

⁶³ 合衆国法典第 1214 条第(a)項第(1)号(D)

⁶⁴ qui tam 訴訟を提起する私人は慣例的に「realtor」と呼ばれる。例えば、政府による入門書（Primer : https://www.justice.gov/sites/default/files/civil/legacy/2011/04/22/C-FRAUDS_FCA_Primer.pdf）を参照。

⁶⁵ 合衆国法典第 3730 条第(b)項、同条第(c)項

⁶⁶ 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(1)号

⁶⁷ 合衆国法典第 3730 条は、(a)司法長官の責任、(b)私人による合衆国政府のための訴訟（qui tam 訴訟）提起の手続、(c)qui tam 訴訟の当事者の権利、(d)qui tam 訴訟原告への報奨、(e)（裁判所等の）禁止事項、(f)政府が qui tam 訴訟の費用を負担しない旨の規定、(g)被告勝訴時の費用負担、(h)報復行為からの救済を規定している。

⁶⁸ 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(1)号

範囲」で述べた要件を満たすものであれば保護の対象となる。

(4) 通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在

通報と通報者に加えられた不利益取扱いとの因果関係に関する立証責任の所在に係る特段の規定はない。もっとも、一定の場合に、通報者に対する不利益取扱いが通報への報復でないことの証明責任が雇用主側に転換される旨判示した裁判例が存在する⁶⁹。

(5) 禁止される不利益取扱いの範囲

保護される報復行為は、「(2) 保護される通報内容の範囲」で述べた行為を原因として行われた労働条件に関してあらゆる態様で行われる差別行為であり、解雇、降格、停職、脅迫及び嫌がらせが例示例挙されている⁷⁰。

(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

報復からの保護の内容として、被保護者は原状回復に必要なあらゆる救済を得ることができ⁷¹、かかる救済として、元の地位の復権、遡及賃金の倍額、遡及賃金への利子及び不利益取扱いによって被った特別損失の補償（訴訟費用及び合理的な弁護士費用を含む。）が例示されている⁷²。かかる救済を得る手続については、同法によって定められる適切な連邦地裁における民事訴訟によるとされている⁷³。

(7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任

私人である申立人によって *qui tam* 訴訟に係る手続が申し立てられると、その申立書並びに重要な証拠及び情報の開示が政府に対して行われる⁷⁴。これを受け、司法長官は、それらの受領から 60 日の間に、当該手続に関与するか否かの選択を行うことができ⁷⁵、関与することを選択した場合は政府が一次的な

⁶⁹ U.S. ex rel. Schweizer v. Oce N.V., 677 F.3d 1228, 1240 (D.C. Cir. 2012)では、通報者が(1)法令により保護された活動を行ったこと、(2)雇用主から重大な不利益取扱いを受けたこと、及び(3)(1)と(2)に一定の因果関係があることを疎明 (*prima facie*) した場合には、雇用主は、当該不利益が正当かつ非差別的理由に基づくものであることを適式な証拠によって立証しなければならないと判示している。

⁷⁰ 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(1)号

⁷¹ 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(1)号

⁷² 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(2)号

⁷³ 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(2)号、同項第(3)号

⁷⁴ 合衆国法典第 3730 条第(b)項第(1)号、同項第(2)号

⁷⁵ 合衆国法典第 3730 条第(b)項第(2)号、同項第(4)号

訴訟の当事者となる⁷⁶。他方で、政府が関与しないことを選択した場合は、申立人が訴訟を追行することができる^{77 78}。

私人である申立人が *qui tam* 訴訟の申立てのために資料を収集する行為について民事上又は刑事上の責任が問われ得るかについては直接の明文はなく、通報者保護規定⁷⁹によって保護されるか否かという形で問題となる。この点について、裁判例は、概して、①政府に対する詐欺行為の通報者を保護するという強い政策的要請と、②秘密情報や営業秘密を保護するという公序との間でバランスを取った判断を行っている⁸⁰。*qui tam* 訴訟の原告となった私人に対して、守秘契約や非開示契約違反を理由に反訴を行うことが認められるかは、同私人が開示した情報の範囲が、申立ての対象となっている不正行為と合理的に関連しているか否かによって判断されることが多い。仮に、私人が、当該情報が不正請求防止法上の請求のために合理的に必要かを考慮することなく、会社の書類を広汎かつ無差別に濫用した場合、かかる行為は、当該通報者保護規定では保護されないとした裁判例が存在する⁸¹。他方で、資料収集の時点で、私人が政府への不正行為があると確定的に認識している必要はなく、例えば、雇用主による不正請求防止法違反行為の可能性がある場合に、従業員が関連する書類を収集する行為は、それが誠実に行われたものであれば、通報者保護規定により保護され得る⁸²。

(8) 通報を受けた者の当該通報に関する守秘義務（当該義務を負う者の範囲、その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）

⁷⁶ 合衆国法典第 3730 条第(b)項第(4)号(A)、同条第(c)項第(1)号

⁷⁷ 合衆国法典第 3730 条第(b)項第(4)号(B)、同条第(c)項第(3)号

⁷⁸ なお、政府は、申立人の反対にかかわらず、申立人に通知を行い、裁判所における弁論手続を経た後であれば、申立てを棄却することができる（第 3730 条(c)項(2)(A)）。連邦検察官がそのような選択をするか否かの判断基準については、DOJ がガイドラインを策定している。Justice Manual Title 4:Civil の 4-4.111 (<https://www.justice.gov/jm/jm-4-4000-commercial-litigation#4-4.112>) を参照。

⁷⁹ 合衆国法典第 3730 条第(h)項第(1)号

⁸⁰ 例えば、U.S. ex rel. Ruhe v. Masimo Corp., 929 F. Supp. 2d 1033, 1039 (C.D. Cal. 2012) では、被告に雇用されていた原告らが雇用関係の終了後に被告のハードドライブから抜き取った証拠について被告が削除の申立て（motion to strike）を行ったが、裁判所は、原告らと被告との間で非開示契約が締結されていたにもかかわらず、「政府に対する詐欺行為の通報者を保護するという強い政策的要請」に照らし、提出された証拠が主張されている不正行為に関連するするものに限られていることを理由に当該申立てを却下している。

⁸¹ Cafasso, U.S. ex rel. v. General Dynamics C4 Systems, Inc., 637 F.3d 1047, 1061-62 (9th Cir. 2011) では、雇用関係が終了した従業員が、職場コンピューターへのアクセスを失う前に 11 ギガバイトの書類を雇用者のデータベースから無断で抜き取った行為について、守秘義務違反を理由とする雇用主から従業員への反訴を認めた一审の結論が支持されており、理由として、不正競争目的の政策的要請も、原告の「広範かつ無差別の濫用」を許容するものではないとしている。

⁸² 前掲脚注 69 の U.S. ex rel. Schweizer v. Oce N.V., 677 F.3d 1228, 1240 (D.C. Cir. 2012) では、不正請求防止法上の通報者保護規定による保護は、不正請求防止法違反行為の可能性がある場合に、関連する書類を収集する行為にも及ぶとされている。

通報を受けた者の当該通報に関する守秘義務に係る特段の規定はない。なお、そもそも不正請求防止法は私人による裁判所への提訴行為に係る法律であり、裁判所以外への通報について規定するものではない。

(9) 事業者及び行政機関における通報受付体制の整備義務

事業者及び行政機関における通報受付体制の整備義務に係る特段の規定はない。そもそも不正請求防止法は私人による裁判所への提訴行為に係る法律であり、裁判所以外への通報について規定するものではない。

(10) 司法手続以外の通報者救済の制度

司法手続以外の通報者救済の制度に係る特段の規定はない。「(6) 保護の効果（その実効性担保措置（刑事罰や行政措置（命令・勧告等）等）の有無（民事効にとどまらないか否か）を含む。）」で述べたとおり、通報者が救済を得る手続については、同法によって定められる適切な連邦地裁における民事訴訟によるとされている。

(11) 行政機関への通報についての一元的窓口の制度

行政機関への通報についての一元的窓口の制度に係る独断の規定はない。

(12) 通報者に対するリニエンシー制度

qui tam 訴訟を申し立てる通報者に対するリニエンシー制度に係る特段の規定はない。もっとも、裁判所は、①自ら不正行為を行った者が、違反を知った日から 30 日以内に不正請求調査を行う連邦政府の公務員に全ての情報を提供し、②提供者が当該違反に対する調査に最大限協力し、かつ、③情報提供時点で当該違反に対して不正請求防止法に基づく刑事訴追、民事訴訟及び行政措置が開始されておらず、提供者が当該違反に対する検査の存在を実際に認識していないと認定した場合、提供者の行為によって政府に認められる損害をその半額以下の認定にとどめることができる⁸³。

(13) 報奨金制度

「(7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任」で述べたとおり、私人である申立人の qui tam 訴訟の申立後、政府が手続に関与するか否かの選択を行うことになるが、政府が関与を行う場合、申立人は、その訴訟追行への貢献度に応じて、勝訴額又は和解額の 15%から 25%を得ることができる。但し、裁判所は、訴訟が主に他の刑事・民事訴訟・行政措置における開示、

⁸³ 合衆国法典第 3729 条第(a)項第(2)号(A)乃至(D)

国会・行政・政府会計局のレポート、聴聞、監査若しくは調査、又はニュースメディアによる特定の情報に依拠したと認める場合は、10%を超える額で適當と認める額を定めることができる⁸⁴。

他方で、政府が関与を行わなかった場合、訴訟を追行した申立人は、民事罰及び損害を回収した対価として裁判所が合理的と認める 25%から 30%の額並びに必要経費及び合理的範囲の弁護士費用を得ることができる⁸⁵。

また、政府の関与の有無にかかわらず、裁判所は、申立人が不正行為を計画し、かつ開始したと認める場合は、申立人の事件を訴訟に移行させた役割や不正行為に關係する事情を考慮し、申立人が本来受領できた額を、相当と認める分だけ減額することができる⁸⁶。

(14) 通報への対応結果を通報者へ通知する義務

政府は、「(7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任」で述べた選択の結果を 60 日以内に裁判所に通知しなければならない⁸⁷。私人である申立人が政府から直接通知を受けるかどうかについては、第 3730 条第(c)項第(2)号(A)により政府が申立てを棄却する場合に申立人に通知を行うこととされていることを除いて、明示的な規定はないが、少なくとも、裁判所を通じてその結果を通知されることになると解される。

なお、司法長官又はその指名を受けた者は、自ら、対象となっている不正行為に対する訴訟を提起し、又は当該 60 日間における選択を行う前であれば、ある者が不正請求の検査に關連する証拠書類又は情報を保有、保管又は支配していると信じる理由が存するときは、その者に対し、民事調査請求 (civil investigative demand)を行うことができる⁸⁸。民事調査請求によって求めることができる内容は、①調査・複写のために証拠書類の提供を行うこと、②証拠書類又は情報に係る書面尋問に回答すること、③証拠書類若しくは情報について口頭で証言を行うこと、又は④①乃至③のあらゆる組合せである⁸⁹。

⁸⁴ 合衆国法典第 3730 条第(d)項第(1)号

⁸⁵ 合衆国法典第 3730 条第(d)項第(2)号

⁸⁶ 合衆国法典 3730 条第(d)項第(3)号前段。同号後段によれば、申立人が、訴訟の対象となっている不正行為において果たした役割によって刑事事件において有罪とされた場合には、申立人を訴訟から排除しなければならないとされている。

⁸⁷ 合衆国法典第 3730 条第(b)項第(4)号

⁸⁸ 合衆国法典第 3733 条第(a)項第(1)号

⁸⁹ 合衆国法典第 3733 条第(a)項第(1)号(A)乃至(D)

4 通報者保護制度の制定又は改正の経緯・背景

4.1 SOX 法

SOX 法は、エンロン社、ワールドコム社による不正会計事件等を受けて、企業会計及び財務諸表の信頼性を向上させ、株式市場の透明性を高めて、投資家を保護することを目的として制定された法律であり、企業の会計監査の監視強化、財務状況の開示の強化、証券詐欺に対する刑罰強化等の企業犯罪の防止に重点が置かれている。このように、SOX 法は、通報者保護を目的として制定された法律ではないものの、通報者保護に係る規定を定めている。

4.2 ドッド＝フランク法

ドッド＝フランク法は、2008 年秋のリーマンショックを契機とする国際金融危機の再発防止を目的として、2010 年に制定された。企業の問題の早期発見と是正が金融安定化に資するとの考えから、同法に基づいて 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) に通報者保護に関する条項が追加された。

4.3 内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法

内部告発者保護法は、1989 年に「連邦政府の権利の保護を強化及び改善し、報復を防ぎ、政府内の不正行為を排除することを支援するために」制定されたものである⁹⁰。この結果、連邦職員の通報窓口となり調査を実施する機関として OSC が設置された。

内部告発者保護強化法は、2012 年に内部告発者保護法の保護内容を強化するために制定されたものであり、OSC が通報者の訴訟の支援をすることを可能にするなどの条項が追加された。

4.4 不正請求防止法

不正請求防止法は、別名「リンカーン法」とも呼ばれ、南北戦争における連邦請負業者の不正に対処するため 1863 年 3 月に制定された。その後、数回の改正を経て、国家に対する詐欺行為は刑事罰による対処が行われるようになったため、不正請求防止法は、あまり活用されなくなった。しかし、軍事費用の拡大を背景に、1986 年、政府に認められる損害額を 2 倍から 3 倍に引き上げ、罰金を 2,000 ドルから 5,000 ドル乃至 10,000 ドルの範囲に引き上げるなどの重要な改正により内容が強化され、再び活用されるようになった。qui tam 訴訟の申立人に対する保護は、1986 年の改正による強化の一環として導入されたものである。

⁹⁰ なお、連邦職員を対象とした内部通報者の保護制度は、1978 年に制定された公務員改革法 (Civil Service Reform Act of 1978) において初めて定められた。

5 通報者保護制度の運用・利用状況

5.1 SOX 法

SOX 法の運用・利用状況について、職業安全衛生局⁹¹は、そのホームページ上において管轄法令が規定する内部通報制度に係る統計情報を公開している⁹²。本調査基準日においては、2018 年の統計情報が公開されており、2018 年の SOX 法に基づく内部通報に係る不服申立ての受理件数は 155 件で、職業安全衛生局が管轄する各法令が定める内部通報制度に基づく内部通報に係る不服申立の受理件数としては第 4 位である。

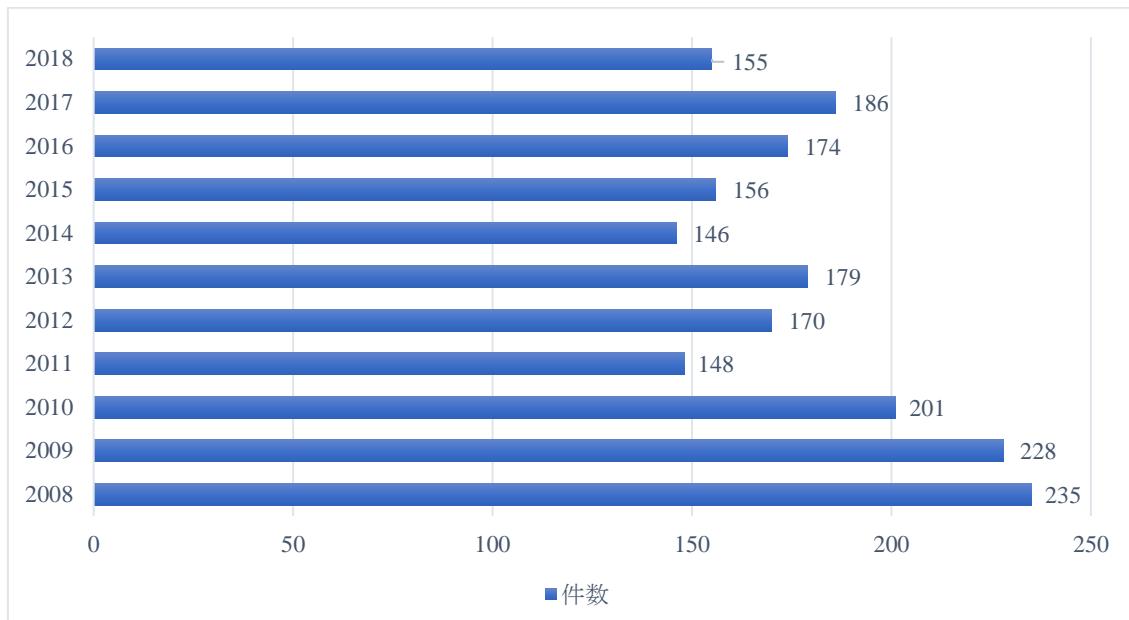
また、職業安全衛生局は、本調査基準日においては、2008 年から 2018 年までの期間における、管轄法令に基づく通報に係る不服申立の受理件数、当該不服申立に係る審査の完了件数、当該審査の結果に係る内訳の件数についての統計資料（OSHA Whistleblower Statistics）も公表している⁹³。当該統計資料によれば、過去 7 年間に SOX 法に基づく内部通報に係る不服申立として受理した件数は、235 件（2008 年）、228 件（2009 年）、201 件（2010 年）、148 件（2011 年）、170 件（2012 年）、179 件（2013 年）、146 件（2014 年）、156 件（2015 年）、174 件（2016 年）、186 件（2017 年）、155 件（2018 年）と推移しており、また、当該不服申立に係る審査が完了した件数は、191 件（2008 年）、197 件（2009 年）、206 件（2010 年）、153 件（2011 年）、157 件（2012 年）、200 件（2013 年）、171 件（2014 年）、149 件（2015 年）、170 件（2016 年）、200 件（2017 年）、163 件（2018 年）と推移している。

⁹¹ 前掲脚注 9 のとおり、職業安全衛生局は、労働省長官より内部通報制度の内部通報性に係る権限が委任されている。

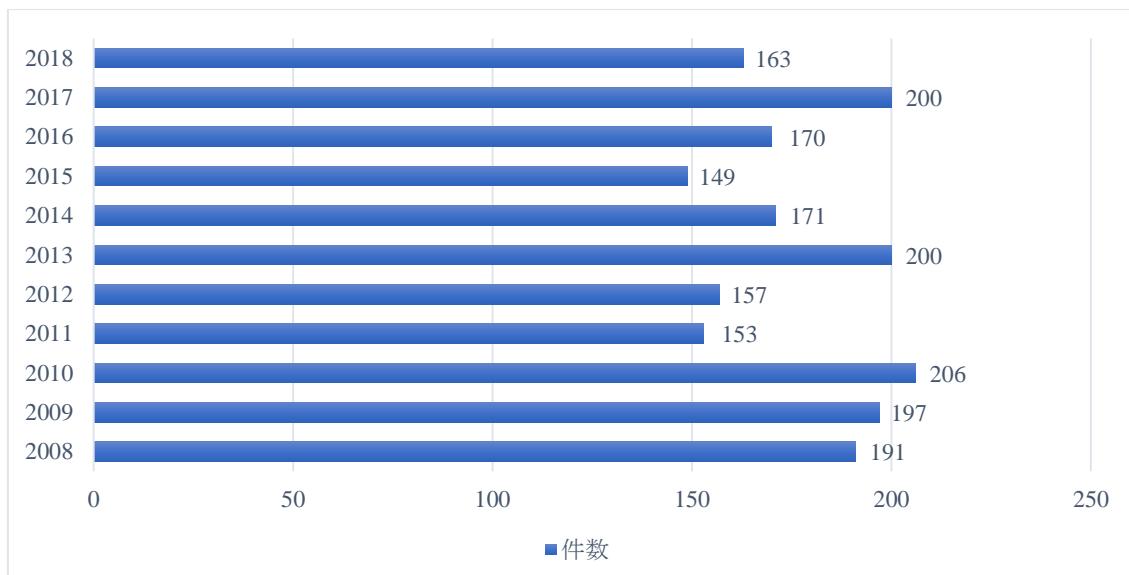
⁹² https://www.whistleblowers.gov/factsheets_page/statistics

⁹³ <https://www.whistleblowers.gov/sites/wb/files/2019-06/3DCharts-FY2008-FY2018.pdf>

【SOX 法に基づく内部通報に係る不服申立として受理した件数】



【当該不服申立に係る審査が完了した件数】



また、運用・利用状況に関するドッド＝フランク法と SOX 法との関係については、以下の「5.2 ドッド＝フランク法」のとおりである。

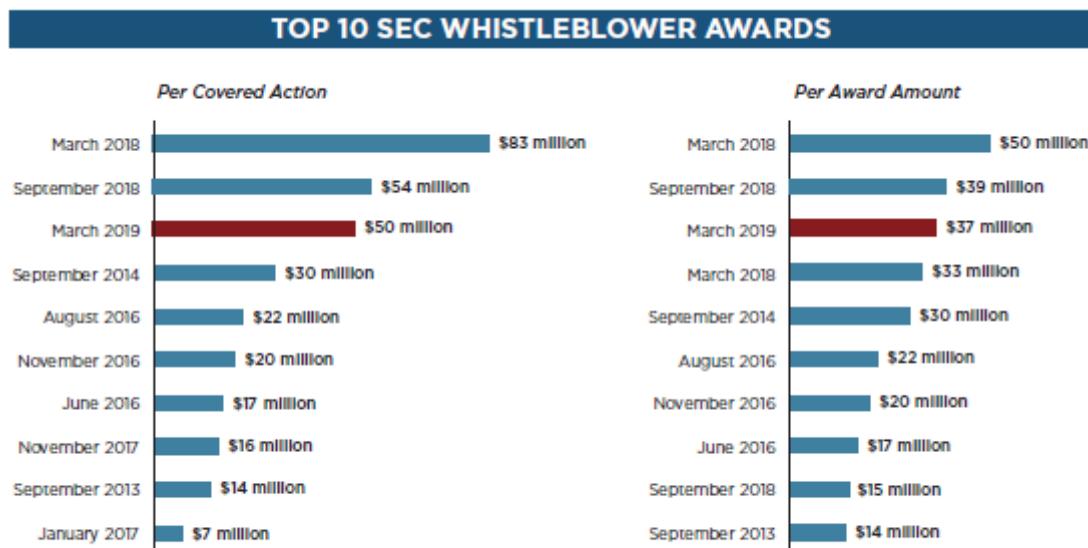
5.2 ドッド＝フランク法

SEC の 2019 年度の内部通報制度年間報告書⁹⁴によると、SEC は、2019 年、8 人

⁹⁴ <https://www.sec.gov/files/sec-2019-annual%20report-whistleblower%20program.pdf>

の通報者に対して、およそ 6,000 万ドルの報奨金を付与した。2019 年において最も高額な報奨金が付与された事例は、2019 年 5 月 26 日、2 人の通報者に対して合計 5,000 万ドルの報奨金が付与されたというものである⁹⁵。また、海外の通報者に対し、50 万ドルの報奨金が付与されたという事例も存在する。

なお、内部通報制度設立以来、SEC は 67 名に対しておよそ 38,700 万ドルの報奨金を付与している。本調査基準日までに付与された報奨金付与事例のうち上位 10 件については、以下の表のとおりである。



From program Inception to end of Fiscal Year 2019, the SEC awarded approximately \$387 million to 67 individuals.

(SEC2019 年内部通報制度年間報告書 9 頁より引用)

また、当該年間報告書⁹⁶によると、2019 年において SEC が受理した内部通報の件数は、5,200 件である。2011 年 8 月以降、SEC は、33,300 件以上の通報を受け付けている。過去 8 年間にドッド＝フランク法に基づき受理した内部通報の件数は、3,001 件（2012 年）、3,238 件（2013 年）、3,620 件（2014 年）、3,923 件（2015 年）、4,218 件（2016 年）、4,454 件（2017 年）、5,262 件（2018 年）、5,212 件（2019 年）と推移しており、増加傾向にある。

⁹⁵ 内訳は、一人の通報者に対して 3,700 万ドル、もう一人の通報者に対して 1,300 万ドル、というものである。3,700 万ドルの報奨金を受領した当該通報者は、SEC の調査員と複数回会っており、当該通報者の提出した情報及び文書は非常に重要なものであったとのことである。

⁹⁶ Annual Report: <https://www.sec.gov/files/sec-2019-annual%20report-whistleblower%20program.pdf>

Resources: <https://www.sec.gov/whistleblower/resources>

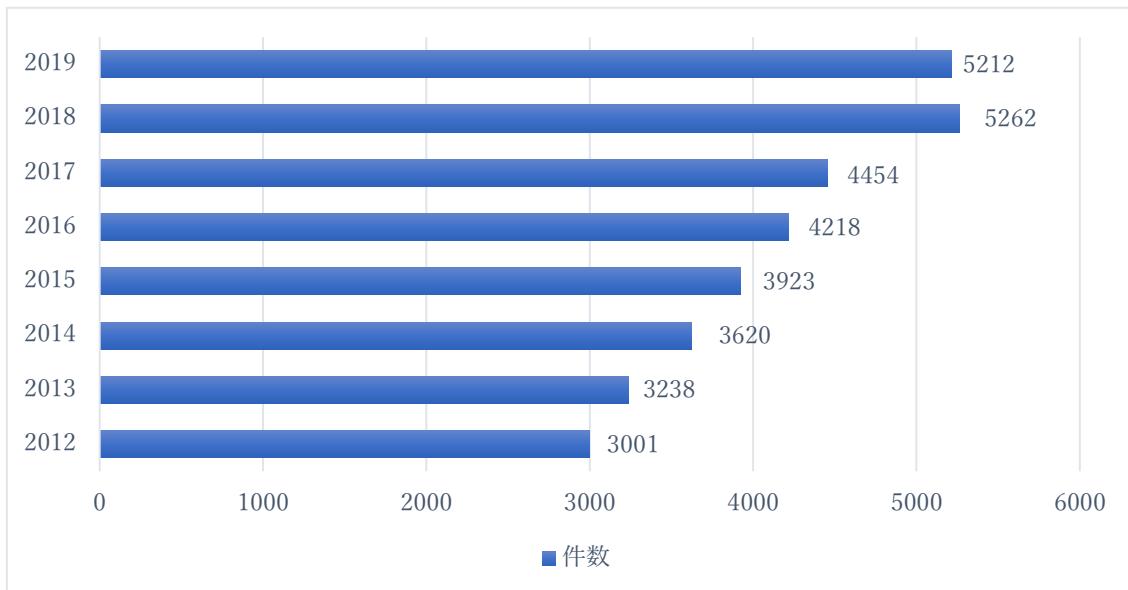
FAQs: <https://www.sec.gov/whistleblower/frequently-asked-questions>

Program Summary: <https://www.sec.gov/page/whistleblower-100million>

Final Orders: <https://www.sec.gov/whistleblower/final-orders-of-the-commission>

New SEC Complaint based on alleged violations of the whistleblower statute: <https://www.sec.gov/news/press-release/2019-227>

【過去 8 年間にドッド＝フランク法に基づき受理した内部通報の件数】



ドッド＝フランク法上の内部通報の受理件数増加の背景には、ドッド＝フランク法においては、SOX 法と異なり、内部通報者への報奨金制度が規定されているという点、報復に対する保護の申立てを、職業安全衛生局を介さず、直接 SEC に対して行うことができる点、期間制限や保護の効果の面でもドッド＝フランク法が SOX 法よりも強力な内部通報者保護制度を備えている点⁹⁷等が関係していると考えられている。もっとも、「3.2 ドッド＝フランク法」の「(1)保護される通報者の範囲」で述べたとおり、連邦最高裁判所判決によれば、ドッド＝フランク法上の内部通報者保護制度によって保護される通報者は、SEC に対して潜在的な違反を直接通報する従業員に限定されるため、一度内部的に潜在的な法令違反を通報した場合は、同法の保護の対象から除外されることに留意が必要である。

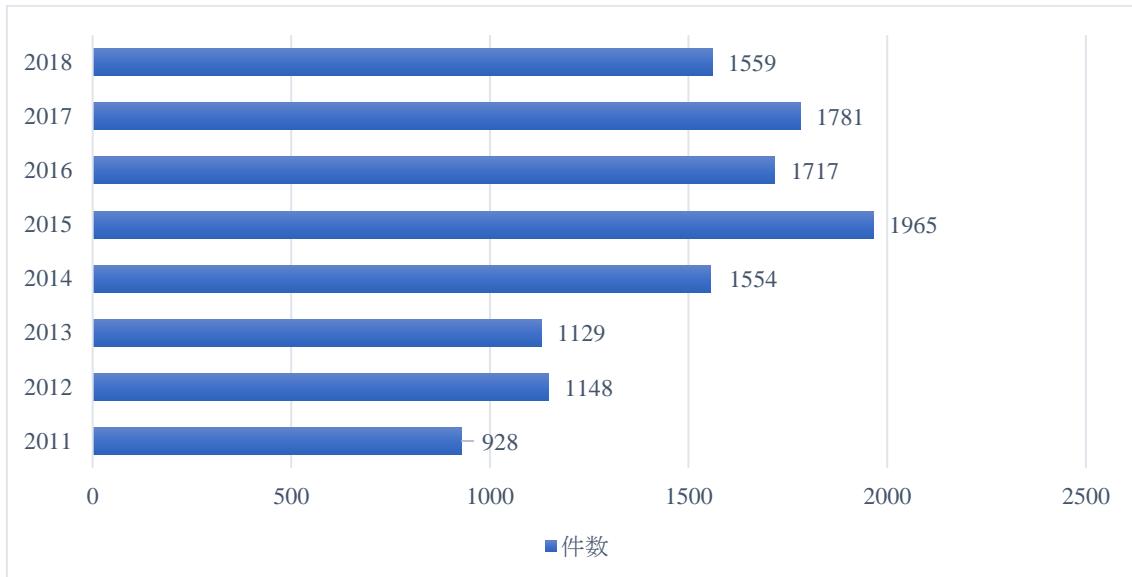
5.3 内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法

OSC は、米国議会に提出した 2018 年度の年間報告書⁹⁸において、内部通報保護法に関する統計資料を公表している。当該報告書によれば、OSC が過去 7 年間に内部通報者保護法に基づき受理した内部通報の件数は、928 件 (2011 年)、1,148 件 (2012 年)、1,129 件 (2013 年)、1,554 件 (2014 年)、1,965 件 (2015 年)、1,717 件 (2016 年)、1,781 件 (2017 年)、1,559 件 (2018 年) と推移している。

⁹⁷ 不服申立の期間について、SOX 法においては、不利益取扱いがなされてから 180 日以内という短期間での不服申立が義務付けられている。

⁹⁸<https://osc.gov/Documents/Resources/Congressional%20Matters/Annual%20Reports%20to%20Congress/FY%202018%20Annual%20Report%20to%20Congress.pdf>

【過去 7 年間に内部通報者保護法に基づき受理した内部通報の件数】

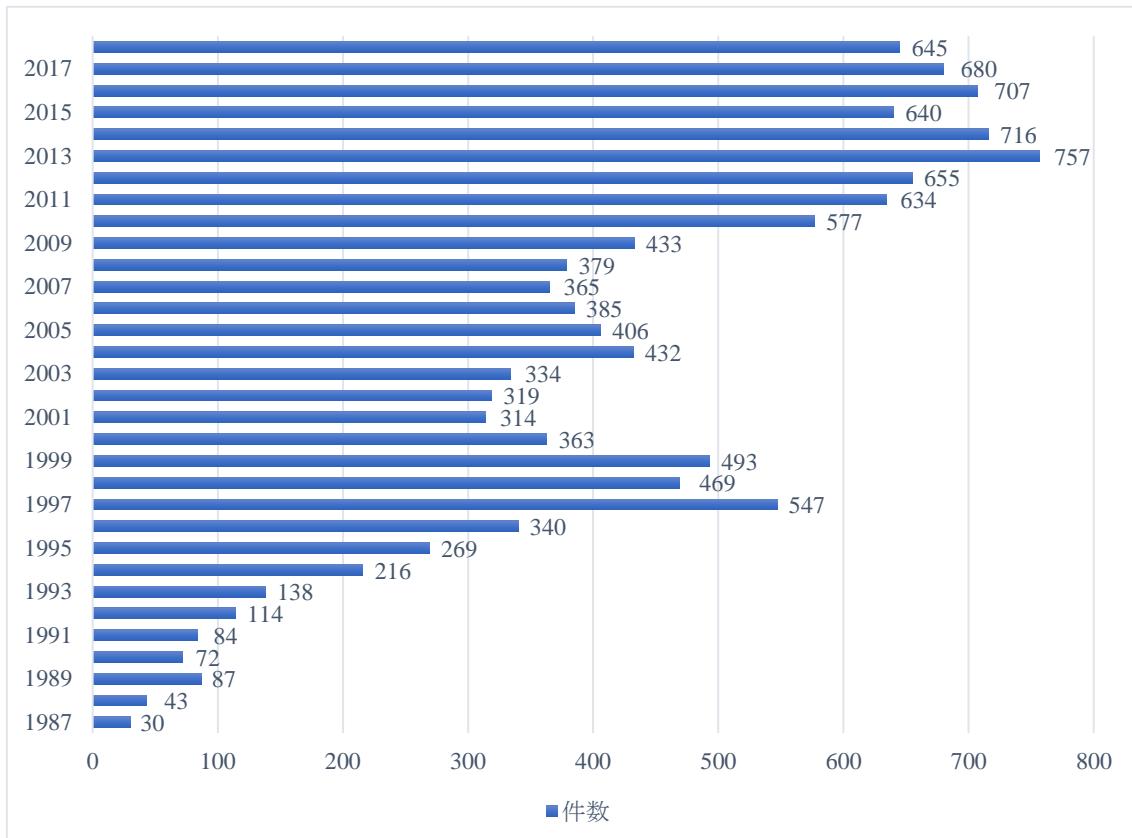


5.4 不正請求防止法

合衆国司法省（U.S. Department of Justice.以下「DOJ」 という。）は、ホームページ上において、1987 年以降、年間で新たに受理された qui tam 訴訟の申立件数を公表している⁹⁹。これによれば、過去 32 年間の申立件数は、30 件（1987 年）、43 件（1988 年）、87 件（1989 年）、72 件（1990 年）、84 件（1991 年）、114 件（1992 年）、138 件（1993 年）、216 件（1994 年）、269 件（1995 年）、340 件（1996 年）、547 件（1997 年）、469 件（1998 年）、493 件（1999 年）、363 件（2000 年）、314 件（2001 年）、319 件（2002 年）、334 件（2003 年）、432 件（2004 年）、406 件（2005 年）、385 件（2006 年）、365 件（2007 年）、379 件（2008 年）、433 件（2009 年）、577 件（2010 年）、634 件（2011 年）、655 件（2012 年）、757 件（2013 年）、716 件（2014 年）、640 件（2015 年）、707 件（2016 年）、680 件（2017 年）、645 件（2018 年）と推移している。

⁹⁹https://www.justice.gov/civil/page/file/1080696/download?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

【過去 32 年間の申立件数】



6 通報者保護制度について指摘されている課題・問題点

6.1 SOX 法

本調査基準日において、具体的に指摘されている重大な課題・問題点はない。

6.2 ドッド＝フランク法

SEC が付与する報奨金の額について高額すぎる場合がある点が問題点として指摘されており、この問題点に関連して、「7 今後の具体的な法改正等の予定」とおり Whistleblower Program Rules の改正案が提案されている。

6.3 内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法

本調査基準日において、具体的に指摘されている重大な課題・問題点はない。

6.4 不正請求防止法

本調査基準日において、具体的に指摘されている重大な課題・問題点はない。

7 今後の具体的な法改正等の予定

7.1 SOX 法

本調査基準日において、法改正等の具体的な予定はない。

7.2 ドッド＝フランク法

SEC は、2018 年 6 月 28 日、SEC が管轄する内部通報制度を実施するための手続等を定める規則である Whistleblower Program Rules¹⁰⁰の改正案を提案した。

当該改正案における重要な提案としては、報奨金制度の手続及び運用に係る二つの提案が挙げられる。

一つ目の提案は、SEC が別途、内部通報制度の目的を遂行するために報奨金の額が高額であると判断した場合には、当該奨励金を減額するための裁量が SEC に与えられるというものである。この提案に対しては、米国通報者保護センター (the National Whistleblower Center) が報奨金に上限を設けることは反対であるとの意見を表明し¹⁰¹、圧倒的過半数がこの反対意見に賛同した。一方、証券業協会である米国証券業金融市場協会 (the Securities Industry and Financial Markets Association) は、当該提案に対して賛成であるとの意見を表明した¹⁰²。

二つ目の提案は、刑事事件において、SEC 又は DOJ 等その他の政府機関が金銭的救済を含む起訴猶予合意又は不起訴合意を締結する場合にも、通報者への報奨金の授与を認めるというものである。この提案に対しては、米国商工会議所 (the U.S. Chamber of Commerce) が反対の意見を表明し¹⁰³、米国証券業金融市場協会が賛成の意見を表明した¹⁰⁴。

もっとも、本調査基準日において、Whistleblower Program Rules の改正は未だなされていない。

7.3 内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法

本調査基準日において、法改正等の具体的な予定はない。

7.4 不正請求防止法

本調査基準日において、法改正等の具体的な予定はない。

¹⁰⁰ <https://www.sec.gov/rules/proposed/2018/34-83557.pdf>

¹⁰¹ Letter Type A, <https://www.sec.gov/comments/s7-16-18/s71618-typea.htm>; Letter Type B, <https://www.sec.gov/comments/s7-16-18/s71618-typeb.htm>.

¹⁰² <https://www.sec.gov/comments/s7-16-18/s71618-4373269-175549.pdf>

¹⁰³ 米国商工会議所の意見について、<https://www.sec.gov/comments/s7-16-18/s71618-4370851-175223.pdf>

¹⁰⁴ 米国証券業金融市場協会の意見については、前掲脚注 102 のとおり。

8 通報者保護制度の普及・啓発の取組み

8.1 SOX 法

職業安全衛生局の局長は、労働省長官より SOX 法の定める内部通報制度に係る権限の委任を受けているところ、職業安全衛生局は、そのホームページにおいて、SOX 法のみを対象としているわけではないものの、内部通報者保護制度における、通報者の権利等について説明、FAQ の公開等を行っている¹⁰⁵ ¹⁰⁶ ¹⁰⁷。また、職業安全衛生局は、SOX 法のみを対象としているわけではないものの、内部通報制度に基づく内部通報に係る調査について、マニュアルを公表している¹⁰⁸。

8.2 ドット＝フランク法

SEC の内部告発者事務所（Office of the Whistleblower）は、そのホームページにおいて、通報手続、報奨金の申請方法等を説明するとともに、年間報告書の公開、FAQ の掲載等を通して情報提供を行っている¹⁰⁹。

8.3 内部告発者保護法及び内部告発者保護強化法

OSC は、そのホームページにおいて、内部告発者保護法上の制度に関して説明しており、OSC に対する通報の方法に関する記載や FAQ などを設けるなどの情報提供を行っている¹¹⁰。

8.4 不正請求防止法

DOJ は、そのホームページにおいて、不正請求防止法の概要を説明するとともに、「5 通報者保護制度の運用・利用状況」で述べたとおり、1987 年以降の年間の qui tam 訴訟の申立件数を公表しているほか、不正請求防止法の制度によって政府に回復された金額¹¹¹や、政府が介入した場合の回復額、政府が介入しなかった場合の回復額、私人が qui tam 訴訟によって獲得した額等を公表している¹¹²。また、DOJ は、当該ホームページにおいて、不正請求防止法について比較的詳細な説明と条文を掲載した入門書（A Primer）も公開している¹¹³。

¹⁰⁵ <https://www.whistleblowers.gov/>

¹⁰⁶ <https://www.whistleblowers.gov/about-us>

¹⁰⁷ <https://www.whistleblowers.gov/faq>

¹⁰⁸ https://www.whistleblowers.gov/sites/default/files/enforcement/directives/CPL_02-03-007.pdf

¹⁰⁹ Annual Report: <https://www.sec.gov/files/sec-2018-annual-report-whistleblower-program.pdf>

Resources: <https://www.sec.gov/whistleblower/resources>

FAQs: <https://www.sec.gov/whistleblower/frequently-asked-questions>

Program Summary: <https://www.sec.gov/page/whistleblower-100million>

Final Orders: <https://www.sec.gov/whistleblower/final-orders-of-the-commission>

New SEC Complaint based on alleged violations of the whistleblower statute: <https://www.sec.gov/news/press-release/2019-227>

¹¹⁰ <https://osc.gov/Services/Pages/PPP.aspx>

¹¹¹ 2018 年（会計年度）における回復額は 28 億米ドルを超えていた。

¹¹² <https://www.justice.gov/civil/false-claims-act>

¹¹³ https://www.justice.gov/sites/default/files/civil/legacy/2011/04/22/C-FRAUDS_FCA_Primer.pdf